

## 高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外からの観光客が激減し、宿泊業を取り巻く状況が悪化していることを踏まえ、売上が減少している市内の温泉利用宿泊施設の鉱泉源の利用にかかる経費の一部を補助することにより、魅力的な温泉地を守ることを目的とし、補助金の交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において宿泊施設を営んでいる法人又は個人のうち、温泉を温泉浴場のために利用している者
- (2) 次のいずれかに該当する者。ただし、イからオまでに該当する者にあつては、業歴が1年1か月未満の者に限る。
  - ア 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年3月から8月までの間いずれか1か月（以下「特定月」という。）において、売上高が前年同期比で20%以上減少している者
  - イ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高が、特定月の前月の売上高と比較し20%以上減少している者
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高が、当該特定月を含む前3か月の平均売上高と比較し20%以上減少している者
  - エ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高が、令和元年12月の売上高と比較し20%以上減少している者
  - オ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特定月の売上高が、令和元年10月から12月までの平均売上高と比較し20%以上減少している者
- (3) これまでにこの事業により補助金を受けていない者

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象者が支払う令和2年4月から9月までの6か月分にかかる鉱泉源の利用にかかる別表に定める経費（以下「鉱泉源利用料等」という。）の3分の1以内の額で、1宿泊施設あたり400,000円を限度とする。ただし、千円未満の額については、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の算定にあたっては、鉱泉源利用料等の月額が確認できない場合においては、1年を12か月、1か月を30日として月額に換算した額で算定するものとする。この場合において、電気料について温泉の汲み上げポンプ単体の料金が不明な場合は、温泉の汲み上げポンプの1時間

あたりの動力と、契約電力会社が定める電力量料金単価等から積算した額で算定するものとする。

3 補助金の対象とする経費は、証拠書類等によって目的と金額が確認できる費用とする。

4 温泉浴場とは異なる用途（自宅の風呂及び暖房、農水産物の養殖及び栽培、土産品の製造等）に利用している鉱泉源利用料等は対象としない。ただし、温泉浴場にかかる経費と一体不可分な場合はその限りでない。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊施設の売上高が前年同期比20%以上減少等していることがわかる書類

(2) 岐阜県の旅館営業許可書の写し

(3) 岐阜県の温泉利用許可書の写し

(4) 第3条第1項の鉱泉源利用料等の直近（令和2年4月以降）の支払額が確認できる書類及び令和2年4月から9月の6か月間にかかる経費の支払予定額が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、速やかに決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

2 補助金を不交付と決定したときは、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、市長が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、対象期間終了後速やかに高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金実績報告書（別記様式第4号）により市長に提出しなければならない。

2 前項の報告から、対象期間において鉱泉源利用料等に変更があったことが判明したときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 鉱泉源利用料等について、支払いの事実が確認できないときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）及びこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費		
利用料を支払っている場合	利用料	定額のもの
		従量料金など利用した分にかかるもの
自家源泉を単独で持っている場合	(1) 電気料	温泉汲み上げポンプの電気料
	(2) メンテナンス代	配管の清掃、修繕代
		井戸の清掃、修繕代
		ポンプの点検、清掃、修繕代
	(3) 備品更新代	ポンプ購入、設置代
		引湯管購入、設置代
		揚湯管購入、設置代
(4) 使用料	道路占用料、法定外公共物使用料 等	
その他	その他、特に市長が認める費用	

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 所在地  
 法人名又は個人名  
 代表者氏名 印

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付申請書

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は同要綱第2条の補助対象者であること及び要綱第3条第1項の鉱泉源利用料等に対し補助金を使用することを宣誓します。また、対象期間が終了した際は補助対象経費について、支払いの事実のわかる資料を添付のうえ速やかに報告することを宣誓します。

また、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

①宿泊施設名		
②宿泊施設所在地	岐阜県高山市	
③宿泊施設 営業開始年月	年	月
④事業者の消費税納付 について	免税事業者	・ 課税事業者
⑤温泉の利用料支払 先・金額	① 消費税は 免税 ・ 課税	円／月額
	② 消費税は 免税 ・ 課税	円／月額
	③ 消費税は 免税 ・ 課税	円／月額

⑥ 鉱泉源を単独で所有している場合の井戸水中ポンプのモーター	1 本目	k W
	2 本目	k W
	3 本目	k W
⑦ 売上高が減少した月	令和 2 年 3 月 ・ 4 月 ・ 5 月 ・ 6 月 ・ 7 月 ・ 8 月	
⑧ ⑦の月の売上高		円
⑨ ⑧に対する前年同月の売上高		円
⑩ 減少率 (⑨－⑧) ÷ ⑧ (小数点第 3 位を切り捨て)		
⑪ 補助対象経費	令和 2 年 4 月分	円
	令和 2 年 5 月分	円
	令和 2 年 6 月分	円
	令和 2 年 7 月分	円
	令和 2 年 8 月分	円
	令和 2 年 9 月分	円
	合 計	円
⑫ 交付申請額 ⑪ × 1 / 3 (400 千円を限度、千円未満切り捨て)		円

※業歴が 1 年 1 か月未満の方は、⑨の欄に次のいずれかを記入してください。

	⑨欄に記載する額
1	⑦の欄に記載した月の前月の売上高
2	⑦の欄に記載した月を含む前 3 か月間の平均売上高
3	令和元年 1 2 月の売上高
4	令和元年 1 0 月から 1 2 月までの平均売上高

#### 添付書類

- (1) 宿泊施設の売上高が前年同期比 20%以上減少等していることがわかる書類の写し
- (2) 岐阜県の旅館営業許可書の写し
- (3) 岐阜県の温泉利用許可書の写し
- (4) 第 3 条第 1 項の鉱泉源利用料等の直近の支払額が確認できる書類及び令和 2 年 4 月から 9 月の 6 か月間にかかる経費の支払予定額が確認できる書類  
(注) 温泉浴場とは異なる用途 (自宅の風呂及び暖房、農水産物の養殖及び栽培、土産品の製造等) に利用している鉱泉源利用料等は対象としない。(ただし、温泉浴場にかかる経費と一体不可分な場合はその限りでない。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金不交付決定通知書

所在地

法人名又は個人名

代表者氏名

様

高山市長

印

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、審査の結果、次の理由により補助金を不交付とすることと決定したので、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由

年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金請求書

（あて先）高山市長

〒

（申請者）所在地.....

法人名又は個人名.....

代表者氏名..... 印

電 話.....

年 月 日付高山市指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金実績報告書

申請者 所在地

法人名又は個人名

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定のありました高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援補助金について、高山市新型コロナウイルス対策温泉利用宿泊施設支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

交付決定を受け対象経費に充てた額	円
------------------	---

添付書類

令和2年4月から9月の6か月分の鉱泉源の利用にかかった補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し